

## (第3-7 学習指導内容の具体化と教科書の見直し)

### 必修科目の内容（教科課目の基準〈平成10通知〉）

関 係 法 規 ・ 制 度	1 衛生行政
	(1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。 (2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。 (3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。 (4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に理容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。
衛 生 管 理	2 理容師法・美容師法
	(1) 理容師法・美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。 (2) 理容・美容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。 (3) 理容師・美容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。 (4) 理容師・美容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。 (5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。 (6) 理容師・美容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、理容師・美容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させることにより、公衆衛生における理容師・美容師の職責を自覚させる。 (7) 理容所・美容所の開設などの届出、施設の検査確認、理容所・美容所について講じなければならない衛生措置など理容所・美容所に関する規制の内容を十分に理解させる。 (8) 理容師・美容所の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。 (9) 理容所・美容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。 (10) 理容師法・美容師法の罰則について、その内容を理解させる。
衛 生 管 理	3 その他の関係法規
	理容師法・美容師法以外に理容・美容に関する法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容とを十分に理解させるように配慮する。
衛 生 管 理	1 公衆衛生概説
	(1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは理容業又は美容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために理容師又は美容師として何をなすべきかを理解させる。 (2) 公衆衛生の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせる。 (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。 (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び理容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。
衛 生 管 理	2 感染症
	(1) 理容・美容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。 (2) 理容所・美容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。
衛 生 管 理	3 環境衛生
	(1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、理容所・美容所において特に注意しなければならない点について理解させる。

衛生管理	<p>(2) 理容所・美容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。</p> <p>(3) 理容所・美容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。</p> <p><b>4 衛生管理技術</b></p> <p>(1) 理容所・美容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。</p> <p>(2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。</p> <p>(3) 理容・美容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ぼせる。</p> <p>(4) 理容所・美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。</p>
保健	<p><b>1 人体の構造及び機能</b></p> <p>(1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。</p> <p>(2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。</p> <p>(3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。</p> <p>(4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。</p> <p><b>2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能</b></p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。</p> <p>(2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と理容・美容との関係について学ぼせる。</p> <p>(3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容・美容技術との関連に配意しつつ理解させる。</p> <p><b>3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生</b></p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。</p> <p>(2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、理容・美容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ぼせる。特に、毛髪の保健衛生については、理容・美容技術の基礎であることから、重点をおいて学ぼせる。</p> <p><b>4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患</b></p> <p>(1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、理容・美容の施術と関連づけながら理解させる。</p> <p>(2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、理容・美容の業務において注意すべき点は何かを学ぼせる。</p>
物理・化学	<p><b>1 理容・美容の物理</b></p> <p>(1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原理について、理容・美容技術の実例に則して理解させる。</p> <p>(2) 理容・美容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ぼせる。</p> <p>(3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ぼせる。</p> <p>(4) 理容・美容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。</p> <p><b>2 香粧品の化学</b></p> <p>(1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原理について、理容・美容技術の実例に即して理解させる。</p> <p>(2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。</p> <p>(3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、ペーマ液など理容・美容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる</p>
文化論	<p><b>1 理容・美容文化史</b></p> <p>(1) わが国における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p> <p>(2) 海外における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p>

文化論	(3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が理容業・美容業において占める意義と役割について知らせる。
	2 理容・美容デザイン (1) 造形の原理、造形と心理、理容・美容における造形の意義と応用などについて学ばせる。 (2) 色彩の原理、色彩と心理、理容・美容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。
	3 服飾 (1) 服飾の原理、理容・美容における服飾の意義などについて理解させる。 (2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。
技術論	1 器具の取扱い (1) 人間の手と器具の働き、理容・美容器具の種類と特徴などについて理解させる。 (2) クリッパー、はさみ、くし、レーザー、日本かみそり及びアイロン〈理容〉、コーム、ヘアブラシ、レーザー及びヘアアイロン〈美容〉について、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。 (3) ヘアスチーマー〈美容〉、ヘアドライヤー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。 (4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。 (5) 理容・美容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。
	2 基礎技術 (1) 理容・美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。 (2) 理容・美容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。 (3) 理容・美容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他理容技術・美容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。
	3 頭部技術 (1) 理容 カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。 (2) 美容 スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリング技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。
	4 顔面技術〈理容〉 シェービング、その他の基本的な顔面処理技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。
	5 特殊技術 (1) 理容 美顔術、織毛技術などの理容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。 (2) 美容 ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。
	6 和装技術〈美容〉 (1) 日本髪の基礎知識、技術の実際にについて学ばせる。 (2) かつらの種類、あわせ方、かぶせ方について学ばせる。 (3) 和装に関する一般知識、着付け技術について学ばせる。

運営管理	1 経営戦略 経営戦略の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。
	2 経営管理 (1) 経営管理の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。 (2) 理容所・美容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
	3 労務管理 労務管理の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。
	4 接客法 (1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部面におけるエチケットなどについて理解させる。 (2) 理容業・美容業における接客の意義と技術について具体的な事例をあげながら学ばせる。 (3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業・美容業における実例を交えて学ばせる。
実習	1 器具の取扱実習 (1) 理容器具・美容用具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。 (2) 用途に適した理容器具・美容用具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。
	2 基礎技術実習 (1) 理容技術・美容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術・美容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。 (2) 施設の清掃、消毒など理容所・美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
	3 頭部技術実習 (1) カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術（理容）、スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリング技術、ヘアカッティング、ペーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービング（美容）などの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。 (2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
	4 顔面技術実習（理容） (1) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身につけさせる。 (2) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
	5 特殊技術実習 (1) 理容 美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身につけさせる。 (2) 美容 ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術を身につけさせる。
	6 総合実習 頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術・美容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

## エステティック等に関する現行の規定

(昭和41年9月30日41衛公環発第382号厚生省環境衛生局環境衛生課長あて 東京都衛生局公衆衛生部長照会)

このことについて、従来、本都としては美容師法第2条の定義中、容姿とは主として首から上部、マニキュアおよびペディキュアと限定して解釈し法を運用してきたが、最近全身美容と称し一般の美容室に附属する全身美容室を設け、或いは全身美容のみを専門として営業する者が多数であるので、前記定義を全身を含むものとして解釈してよろしいかどうか至急ご回答をお願いします。

なお、全身美容の営業内容は化粧品等を使用して全身に対する作業を行い、或いはむし風呂、白湯、牛乳、レモン風呂等入浴施設を設け、美顔術と併用して全身のマッサージ等を行なうものである。

(昭和42年2月16日環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長回答)

美容師法第2条第1項に規定する「美容」は、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法」によるものに限られており、この「等」に含まれる方法も例示の趣旨に照らして、当然に一定の限界があると解すべきである。すなわち、例示の方法は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべきである。したがつて、御照会のようないわゆる全身美容を目的とする行為はその方法または対象が前記とは著しく異なるものであつて、現行の美容師法における「美容」には該当しないと解する。

なお、全身美容の目的をもつて入浴施設を備え多数人を反覆継続して入浴させるときは当該営業について公衆浴場法の適用があることを申し添える

(昭和55年12月9日衛第297号厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会)

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日付け環指第149号により通知されているところですが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に関係なく料金2000円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術(マッサージ等別添資料)を行いたい旨の照会があつた。本行為は、美容師法第2条第1項に規定する範囲に含まれ、理容師法第1条第1項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願ひいたします。

### 記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどうにするか。

(昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答)

いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。

なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落し程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

## 第4 施設及び設備に関すること

### 1 校舎の配置について

校舎である建物は、原則、同一構内とされているが、近年、別の敷地に設置する場合があり、どのような場合であれば基準に適合すると判断するのかの基準を明確にする必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造設備は堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

〈平成10年省令・通知〉

(参考 別紙のとおり)

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P53〕

##### ① 指導状況

- ア 「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局2件(25.0%)、都道府県7県(33.3%)
- イ 「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県9件(42.9%)

##### ② 養成施設の状況

- 「同一校内に設置」321件(92.8%)、「分設して設置」18件(5.2%)

#### 【ポイント】

どういった場合に、分設を認める必要があるか。

#### 【検討の方向】

施設及び設備は同一構内にあることを原則とするが、定員の増加により校舎の増設等を行わなければ対応できない場合において、

- ① 建物又は施設設備の増築が法令の規定により制限又は禁止される場合
- ② カリキュラム上支障がないこと
- ③ 生徒に過度の負担がかからないこと

等やむを得ない場合に限り、分設を認める旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【参考】

##### ① 他資格制度

- ア 原則として同一構内としているもの(調理師)
- イ 原則として同一構内とするが、やむを得ない場合は分設を認めているもの(栄養士)
- ウ 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であることとしているもの(義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士)

##### ② 専修学校(専修学校設置基準)

- ア 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。
- イ 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- ウ 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(第4 施設及び設備に関すること)

養成施設の構造設備基準

一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</li> <li>○施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</li> <li>○施設及び設備は、原則として設立者が所有すること。</li> </ul>
校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数をらない数の専用の普通教室及び適當な数の専用の実習室を備えてること。</li> </ul>
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること（ろう学校24.75平方メートル以上）。</li> <li>○教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。</li> <li>○夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルックス以上であること。</li> </ul>
消毒室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。</li> </ul>
実習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること（ろう学校24.75平方メートル以上、矯正施設49.5平方メートル以上）。</li> </ul>
備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。</li> </ul>

## 2 消毒室の設置について

養成施設においては消毒室を設けることとしているが、器具の消毒に関する授業を実習室で行っている養成施設が多いことから、別途、消毒室を設ける必要がないのではないか。

### 【現行制度】

- ① 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。〈平成10年省令〉
- ② 養成施設には、6.61平方メートル以上の消毒室を有すること。〈平成10年省令〉

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P54〕

- ① 消毒室での授業の実施は、「消毒室内」46件(13.3%)、「実習室内」275件(79.5%)
- ② 「消毒室で行う必要がある」66件(19.1%)、「消毒室で行う必要はない」254件(73.4%)

### 【ポイント】

- ① 消毒室を実習室とは別に設ける必要性は何か。
- ② 実習室において、消毒の授業を実施することは可能か。

### 【検討の方向】

消毒の授業を実習室において適正に実施できること及び消毒薬等の安全な保管を別途義務付けることを前提として、消毒室の設置の義務付けを廃止する方向で検討を進めてはどうか。

### 【参考】

- ① 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。〈平成10年省令〉

### 3 学習上必要な備品（実験器具等）の見直しについて

学習上必要とされる実験器具は、標準的に整備する品目の例が示されているが、現在、使用することがない器具が見受けられることから、見直す必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

- ① 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。〈平成10年省令〉
- ② 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別紙を標準として整備する。〈平成10年通知〉（詳細は別紙のとおり）

#### 【調査の概要】〔（資料2）調査結果P55〕

「必要のない備品がある」157件（45.4%）、「必要であるにもかかわらず規定されていない備品がある」37件（10.7%）

#### 【検討の方向】

学習上必要な実験器具の各品目について現状に合わせ見直しを行う。

#### 【参考】

- ① 他資格制度  
多くの資格制度において、機械器具、標本及び模型について、器具名を明記し、それらを（標準として）有することとしている。
- ② 専修学校  
目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。〈専修学校設置基準〉

(第4-3 学習上必要な備品(実験器具等)の整備)

学習上必要な備品等

普通教室	生徒用椅子及び机 1教室につき定員と同数以上
実習室	理容用椅子 同時に授業を行う定員の2分の1以上 実験器具 1実習室につき一式 視聴覚機器 1実習室につき一式 顕微鏡 1実習室につき1台以上 人体模型 1実習室につき1台以上
標準とする器具	1 物理化学関係用 (1) 光関係実験器具 プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表 (2) 波動関係実験器具 波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ (3) 電気関係実験器具 テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験用具 (4) 力学関係実験器具 力の釣り合いの実験器具(支持台、天秤、錘、滑車等)、梃子の原理の実験器具、弾性の実験器具(延び、縮み、曲げ、捻れ等) (5) 热関係実験器具 温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計 (6) 化学関係実験器具 pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、化学実験用器具一式(実験用化学薬品を含む)、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具
2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用	(1) 消毒関係実験器具 消毒薬一式、リットル枠、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬瓶、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等 (2) 皮膚関係実験器具 皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚・毛髪疾患の模型 (3) 環境その他の実験器具 寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器
標準とする視聴覚機器	視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ等
標準とする図書	図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

## 第5 申請等に関すること

### 1 都道府県の法定受託事務の見直しについて

法定受託事務として都道府県知事が行う理容師・美容師養成施設の指定等に必要な調査に関する事務は、地方厚生局が設置される以前に創設された規定であり、地方厚生局が設置された現在、それらの事務を地方厚生局で行うようにする必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

- ① 理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。〈昭和22、32年法〉
- ② 理容師法及び美容師法の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。〈昭和28、32年政令〉
  - ア 理容師・美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
  - イ 指定を受けた理容師・美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P 56〕

- ① 委託・実施の状況  
「すべて都道府県に委託」している厚生局6件(75.0%)、「すべて又は一部受託」している都道府県34件(72.3%)
- ② 厚生労働大臣の事務とすること  
ア すべて47件(100.0%)の都道府県が「賛成」  
イ 「問題がある」は、厚生局3件(37.5%)、都道府県2件(4.3%)

#### 【ポイント】

- ① 地方分権が推進されている中、国が行う事務に引き上げるには、十分な理屈が必要ではないか。
- ② 地方厚生局における事務が増加することとなり、迅速な指定事務が行われなくなるのではないか。
- ③ 養成施設の指定又は指定の取消しに当たって、都道府県との連携は必要ないか。

#### 【検討の方向】

- 以下の方向で検討を進めてはどうか。
- ① 理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける(法的な整理が困難な場合であっても、実質的に都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務とする。)。
  - ③ 都道府県に対し、指定等の状況に関する情報提供を行う等、引き続き連携を図る。

#### 【参考】

- ① 養成施設の指定の関する事務
  - ア 都道府県が処理する事務
    - (ア) 理容師法  
第4条 前条第3項に規定する理容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
    - (イ) 美容師法  
第4条 (略)  
5 第3項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定

めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができます。

イ 事務の区分

(ア) 理容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

(イ) 美容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

ウ 法定受託事務

(ア) 地方自治法

第2条 (略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

(イ) 地方自治法施行令

第1条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第10項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務をいう。第225条において同じ。）にあつては別表第1の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務をいう。第226条において同じ。）にあつては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一（第一号法定受託事務（第1条関係））

理容師法施行令（昭和28年政令第232号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務

美容師法施行令（昭和32年政令277号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務